

運用ガイドライン

この運用ガイドラインは、東京都職員共済組合（以下「組合」という。）が資産の運用を委託する機関（以下「運用受託者」という。）及び資産の管理を委託する機関（以下「資産管理受託者」という。）に対し、組合の厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金及び経過的長期給付組合積立金の運用にかかわる基本的な方針を提示するものであり、運用受託者及び資産管理受託者（以下「受託者」という。）は、組合の提示したこの運用ガイドラインを遵守しなければならない。

1 一般的な遵守事項

(1) 受託者責任

受託者は、組合の資産の管理運用に当たって、専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる組合の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

また、受託者は、この趣旨を組合の資産の管理運用業務にかかわる自社の全ての役職員に対し、周知徹底を図るものとする。

(2) 法令遵守体制の整備

受託者は、法令、契約書、運用ガイドライン等を遵守するとともに、その確保のための体制整備を図らなければならない。

(3) 議決権の行使

株主議決権は、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう、行使するものとする。

受託者は、組合の求めに応じ、株主議決権の行使に関する方針の提出及び株主議決権の行使状況の報告を行うものとする。

2 運用上の遵守事項

(1) 投資対象資産と基準運用割合

運用受託者は、別紙の「資産の運用割合等について（指示）」（以下「指示書」という。）に定める投資対象資産、運用手法、基準運用割合及びその許容乖離幅の範囲の中で運用を行うものとする。ただし、許容乖離幅は当該資産の時価変動に対応するためのものであり、許容範囲内でのアロケーションの裁量を認めるものではない。

(2) 運用スタイル

運用受託者は、資産区分ごとの運用哲学及びそれに基づく運用スタイル・運用プロセスを明らかにし、組合に登録するとともに登録した事項について遵守しなければならない。また、これを変更する場合は、組合と協議するものとする。

(3) 運用目標

運用受託者は、組合との間に合意した投資対象資産ごとのベンチマークに対する超過収益率を達成することを目標とする。

(4) リスク管理の徹底

運用受託者は、運用ガイドライン及び組合との間で合意した目標リスク（トラッキング・エラー等）を遵守し、リスク管理を徹底しなければならない。

(5) その他

その他、組合から運用上の指示がある場合には、運用受託者はこれに従うものとする。

3 個別の資産区分に関する運用上の遵守事項

(1) 国内株式

① 投資対象は、国内証券取引所に公開されている銘柄の株式（不動産投資信託を含む。）とし、運用受託者の運用手法に基づいて、投資対象企業の経営内容について十分な調査及び分析を行った上で、銘柄選択をすること。また、ベンチマーク採用銘柄以外の銘柄の組入を行った場合は、四半期報告の際に組合に報告すること。

② 個別銘柄の組入に当たっては、適切な分散化を図るとともに、流動性についても十分勘案して行うこと。

③ 国内株式を取得する場合、同一発行体への投資は、国内株式資産の時価の10%を上限とする。ただし、マネジャー・ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合、運用手法の特性によりこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由がある場合にはこの限りではない。上記制限を超える場合には、組合に報告すること。

(2) 国内債券

① 投資対象は、以下に定める円貨建債券とし、運用受託者の運用手法に基づいて、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件等につき十分な調査及び分析を行った上で、銘柄選択をすること。

ア 国債（証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む。ただし、ヘッジを目的とするものに限る。以下同じ。）、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券。（金融債については、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）第2条に掲げる適格格付機関（以下「適格格付機関」という。）のいずれかから BBB 格以上の格付を取得しているものに限る。）

イ 適格格付機関のいずれかから BBB 格以上の格付を取得している社債。

ウ 資産の流動化に関する法律第2条第7項に規定する特定社債であって、いずれかの適格格付機関から A 格以上の格付を取得しているもの。

エ 外国若しくは外国法人の発行する証券又は証書で、適格格付機関の

いずれかからA格以上の格付を取得しているもの。ただし、組合と協議のうえ、BBB格の格付を取得しているものへの投資も可能とする。

- ② 個別銘柄の組入れに当たっては、適切な分散化を図るとともに流動性についても十分勘案して行うこと。
- ③ 国内債券（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券を除く。）を取得する場合、同一発行体への投資は、国内債券資産の時価の10%を上限とする。ただし、マネジャー・ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合、運用手法の特性によりこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由がある場合にはこの限りではない。上記制限を超える場合には、組合に報告すること。
- ④ 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（金融債を除く。）以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付も上記①で指定する格付未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、運用受託者の責任において必要に応じて売却等の措置を講ずること。なお、継続して保有する場合には、当該債券の合計は国内債券資産の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を組合に報告すること。
- ⑤ 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券は、次の条件を満たす債券であること。また、その他の銘柄に投資する場合には、組合と協議すること。
 - ア 満期一括償還であること。
 - イ 額面償還であること。
 - ウ 固定利付であること。
 - エ 利払い及び償還が円貨であること。
 - オ 利払い、償還等に特別な条件が付与されていないこと。ただし、国内公募劣後債（永久劣後債は除く）への投資は可とする。

(3) 外国株式

- ① 投資対象は、マネジャー・ベンチマークに採用されている銘柄の株式（不動産投資信託証券を含む。）又はマネジャー・ベンチマークを構成する国の企業が発行する株式（不動産投資信託証券を含む。）の銘柄で、かつ、マネジャー・ベンチマークを構成する国の通貨建てで発行されるものとする。その他の銘柄に投資する場合には、組合と協議すること。なお、ベンチマーク採用銘柄以外の銘柄の組入を行った場合は、四半期報告の際に組合に報告すること。

なお、銘柄選択に関しては、運用受託者の運用手法に基づき、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制、税制等の市場の特性を十分に勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営内容について十分な調査及び分析を行うこと。

ただし、直接原株式を購入することに何らかの制約が有る場合等、合理的な理由がある場合には、これらを対象とした預託証券又は投資信託等への投資も許容される。

- ② 個別銘柄の組入れに当たっては、適切な分散化を図るとともに流動性についても十分勘案して行うこと。
- ③ 外国株式を取得する場合、同一発行体への投資は、外国株式資産の時価の10%を上限とする。ただし、マネジャー・ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合、運用手法の特性によりこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由がある場合にはこの限りではない。上記制限を超える場合には、組合に報告すること。

(4) 外国債券

- ① 投資対象は、組合が指定するベンチマークを構成する国の通貨建の債券とし、運用受託者の運用手法に基づいて、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制、税制等の市場の特性を十分に勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件等につき十分な調査及び分析を行った上で、銘柄選択すること。

なお、債券の形態としては、次の条件を満たす債券を投資対象とすることとし、その他の銘柄に投資する場合には、組合と協議すること。

ア 満期一括償還であること。

イ 額面償還であること。

ウ 固定利付であること。

エ 発行、利払い、償還が同一通貨で行われること。

オ 利払い、償還等に特別な条件が付与されていないこと。

- ② 個別銘柄の組入れに当たっては、適切な分散化を図るとともに流動性についても十分勘案して行うこと。
- ③ 外国債券（マネジャー・ベンチマーク構成国の国債を除く。）を取得する場合、同一発行体への投資は、外国債券資産の時価の10%を上限とする。ただし、マネジャー・ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合、運用手法の特性によりこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由がある場合にはこの限りではない。上記制限を超える場合には、組合に報告すること。
- ④ 適格格付機関のいずれかからA格以上の格付を得ている銘柄（ベンチマーク構成国の国債は除く）とすること。
- ⑤ 上記①で指定する債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もA格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、運用受託者の責任において必要に応じて売却等の措置を講じること。

なお、継続して保有する場合には、当該債券の合計は外国債券資産の時価の5%を上限とすることとし、その保有状況を組合に報告すること。

4 売買注文に関する留意事項

有価証券等の売買注文に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 取引コスト

取引に際しては、市場インパクト等に細心の注意を払い、無用なコスト

は回避するように最善を尽くすこと。

(2) 取引証券会社の選定及び事前登録

取引を行う証券会社等の選定については、信用力等に十分留意するとともに、組合に事前に登録するものとする。

また、取引実績については、四半期報告の際に報告すること。

なお、報告においては、関係会社取引を区分して表示することとし、関係会社の定義は、信託銀行は信託業法、投資顧問会社は日本証券投資顧問業協会の定めにそれぞれ従うものとする。

(3) 親会社等への発注

取引所等を通じて運用受託者の親会社、親会社の系列又は自社の系列の証券会社及びその海外現地法人（以下「関係会社」という。）に発注を行う場合には過度の注文集中は行わないこと。

また、関係会社が引受を行う有価証券を組入れる場合は、事前に組合へ登録すること。

5 デリバティブ取引活用に関する事項

有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引（以下「デリバティブ取引」という。）の取扱いについては次の事項に留意すること。

(1) デリバティブ取引の目的

デリバティブ取引は、株式、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ（以下「売りヘッジ」という。）又は原資産の一時的な代替（以下「買いヘッジ」という。）を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないものとする。

(2) レバレッジの禁止

売りヘッジ又は買いヘッジを目的としたデリバティブ取引の想定元本について、ネットベースで売りヘッジの場合には、デリバティブの想定元本が、現在保有し、又は将来保有することが確定している原資産の範囲内とし、ネットベースで買いヘッジの場合には、現在保有し、又は将来保有することが確定している余裕資金の範囲内を限度とする。

6 資産管理に関する留意事項

資産管理受託者は、以下の点に留意すること。

(1) 組合からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。

(2) 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。

(3) 再保管業務の委託に当たっては、信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。

(4) 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに随時必要な資料の提出及び説明を行うこと。

(5) 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図

ること。

7 報告に関する留意事項

(1) 資産管理及び運用状況に関する報告

運用受託者は、運用状況について、四半期ごとに別に定める様式に従って資料を提出し、定期的に運用結果の総括と運用方針を報告するため、組合とのヒヤリングを実施すること。また、運用受託者は、各月ごとに別に定める様式に従って資料を提出すること。

また、受託者は、組合からの資産管理及び運用状況に係る報告に関する指示があった場合これに従うこととし、運用状況、投資行動等の説明が求められた際には速やかに報告を行うこと。

(2) 変更に関する報告

資産区分ごとの投資哲学及びそれに基づく運用プロセス・手法若しくは主たる運用担当者を変更する場合又は自身もしくは重要な関係会社の買収・被買収・合併等経営上大きな影響が考えられるような事態が生じた場合は、受託者は直ちに組合に対して報告を行い、組合の指示に従うこと。

(3) 基準運用割合に対する許容乖離幅超過に関する報告

運用受託者は、許容乖離幅を超えるおそれのある場合には、組合に速やかに報告すること。

また、月末時点で許容範囲を超えた場合には速やかに組合に報告した上で、その指示を受けること。

(4) その他の報告

受託者は、法令、契約書、運用ガイドライン等に反する行為があった場合には、速やかに組合に対して報告を行い、指示に従うこと。

8 運用ガイドラインの変更時における対応

(1) 組合から運用ガイドラインの変更について通知があった場合には、これに従うこと。

(2) 別紙の指示書に変更があった場合には、最新のものに従うこと。

附 則

1 このガイドラインは、平成17年9月1日から施行する。

2 金銭信託運用上の遵守事項（平成12年3月31日決定）は、廃止する。

附 則（改 訂）

このガイドラインは、平成23年1月1日から施行する。

附 則（改 訂）

このガイドラインは、平成24年1月1日から施行する。

附 則（改 訂）

このガイドラインは、平成26年9月16日から施行する。

附 則（改 訂）

このガイドラインは、平成28年 3月25日から施行する。